

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求書の提出

令和3年3月24日

### 第2 請求の要旨

県議会議員が行った視察について、視察旅費又は政務活動費を用いて視察をしているにもかかわらず、その報告書を当該県議会議員本人が作成していない場合における視察旅費又は政務活動費にかかる県費の支出は不当であるとして、不当に支出された金額につき返還をさせたりするなど、群馬県知事に対し必要な措置を講じるように勧告することを求める。

### 第3 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、議会選出の監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

### 第4 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

本件措置請求において、請求人は、県議会議員が行った視察について、視察旅費又は政務活動費を用いて視察をしているにもかかわらず、その報告書を当該県議会議員本人が作成していない場合における視察旅費又は政務活動費にかかる県費の支出（以下「本件支出」という。）は不当であるとして、本件支出の返還をさせたりするなど、群馬県知事に対し必要な措置を講じるように勧告することを求めていると解される。

地自法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）があると認めるとき、これらを証する資料を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体が被った損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求の請求期間について、地自法第242条第2項は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

また、地自法第242条第2項ただし書の正当な理由について、最高裁は、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、地自法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最一小判平成14・9・12民集56巻7号1481頁）」と判示している。

これを本件についてみるに、本件措置請求のあった日は、本件支出からいづれも1年を経過しているが、本件支出をみると、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求ができなかつた特段の事情はなく、地自法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があるとは認められない。

よって、本件措置請求は、その余を判断するまでもなく、地自法第242条第2項所定の期間徒過により、不適法である。

以上